

野田市告示 第293号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、野田都市計画生産緑地地区を次のとおり変更した。

その関係図書は、野田市都市部都市計画課において縦覧に供する。

令和3年11月19日

野田市長 鈴木 有

1 都市計画の種類及び名称

- 野田都市計画生産緑地地区 76号堤根新田生産緑地地区
- 87号山崎第5生産緑地地区
- 92号山崎第10生産緑地地区
- 101号山崎第19生産緑地地区

2 都市計画を定める土地の区域

- 野田市堤根新田字窪の一部の区域
- 野田市山崎字東大和田の一部の区域
- 野田市山崎字下里の一部の区域